

## 令和7年度シンガポール市場販路開拓支援業務委託基本仕様書

### 1 委託業務名

令和7年度シンガポール市場販路開拓支援業務委託

### 2 業務の目的

人口減少に伴い国内市場が縮小傾向にある中、市内事業者の新たな販路として海外市場の開拓が急務となっている。そこで、東南アジアのハブ拠点であるシンガポールにおいて、本市産品を販売・PRするフェアを開催するなど、次年度に予定しているトップセールスや、その後の継続的な輸出に繋がる取り組みを実施することで、市内事業者の海外展開を支援することを目的とする。

### 3 業務の履行期間

委託契約締結日から令和8年3月13日まで

### 4 業務の内容

本事業の業務内容は次のとおりとし、提案の内容を基に決定する。

#### (1) 小売店でのフェアの開催【提案1】

- ・シンガポール国内の小売店にて、本市産品（加工品及び青果物）を販売するフェアを実施すること。

#### ア) 参加事業者及び品目数

市内事業者10社以上とし、1事業者あたり1～2商品程度

#### イ) 販売商品

市内事業者が製造した加工品及び本市で生産された青果物（晩白柚等）

※ 販売商品は、令和6年度に実施したテストマーケティング等で把握した現地ニーズにあわせた商品を優先することとする。

そのため、参加事業者が現地ニーズにあわせた商品開発及び改良するための期間を考慮したスケジュール設定とすること。

なお、最終的な商品は、販売店舗のバイヤー及び市と調整して選定すること。

#### ウ) 実施時期

令和7年12月～令和8年2月のうち2週間から1か月程度を想定。

実施時期及び期間は、市と協議の上決定すること。

#### エ) 場所

百貨店等を想定

実施場所は市と協議の上決定すること。

#### オ) 内容

##### ① 募集と支援

- ・市内事業者向けに募集チラシを作成し、本事業への参加を呼び掛けること。
- ・申し込みがあった商品から、販売店舗のバイヤー及び市とともに販売商品を選定すること。
- ・参加事業者が提出する書類の作成を支援（翻訳を含む）すること。
- ・参加事業者及び現地代理店等との連絡及び調整を行うこと。

#### ② フェア

- ・プロモーターを置いて販売を行い、消費者の反応も併せて調査すること。
- ・消費者からの意見を聴取するアンケート調査等を実施すること。
- ・参加事業者及び市職員が渡航した場合は、対応し併せて通訳手配も行うこと。

#### ③ 物流及び取引方法

- ・流通ルートについては、イベント用の一時的なルートではなく、事業実施後も継続した輸出に繋がるルートを提案すること。
- ・市内事業者との取引方法も併せて提案すること。

#### ④ その他

- ・フェア実施後においても、開催店舗のバイヤー及び参加した市内事業者に対してアフターフォローを行うこと。
- ・上記の他、必要と認められる事項があれば両者協議の上実施する。

#### カ) 参加事業者の渡航経費

参加事業者の渡航費、宿泊費は委託料に含めない。

### (2) 飲食店でのフェアの開催【提案2】

- ・シンガポール国内の飲食店において、本市産品を使用した料理を開発し、開発されたメニュー提供するフェアを実施すること。
- ・フェアは複数店舗で実施し、実施する店舗は、今後を見据えて様々な分野の飲食店とすること。
- ・フェアを実施する飲食店は、可能な限り(1)の小売店でのフェアと同時期に開催するなどPR効果を高める取り組みを実施すること。
- ・試作をする際のサンプルは無償提供を行うが、実際のフェアで使用する食材は、買取りを原則とし、飲食店が買取りをしない場合は委託金額内で支出するものとする。
- ・流通ルートについては、イベント用の一時的なルートではなく、事業実施後も継続した輸出に繋がるルートを提案すること。
- ・バイヤー及びシェフにアンケート調査を行い、消費者の反応も併せて聞き取りを行うなど継続使用の可能性を調査すること。
- ・フェア実施後においても、参加店舗及び参加した市内事業者に対してアフターフォローを行うこと。

### (3) プロモーションの実施【提案3】

- ・(1) 及び(2) で実施するフェア及び本市産品の認知度及び購買意欲の向上させるプロモーションを実施すること。
- ・現地の方がフェアを知る機会を創出すること。
- ・例えば、(1) 及び(2) を実施する複数の店舗を巡回するなど効果的なプロモーションを提案に含めること。

### (4) 事業報告会への参加

- ・事業へ参加した市内事業者及び輸出に関心がある市内事業者向けに開催する事業報告会に参加し、事業成果を説明すること。
- ・事業報告会で使用する資料及び事業へ参加した事業者ごとに配布する報告資料を作成すること。

## 5 業務に当たって配置する人員

常時、上記4の業務内容に対応できる人員体制とすることとし、本事業の委託料の範囲内で配置することとする。

## 6 業務の実績報告

### (1) 提出書類

業務終了後、以下について電子データ及び紙媒体で1部提出すること。

#### ア) 業務実績報告書

※ 報告書は市による編集を認めるものとし、編集可能なデータ形式にて提出すること。

#### イ) アンケート調査結果の集計及び分析結果

### (2) 報告期限

令和8年3月13日

## 7 契約方法

総額契約とする。契約締結における消費税率は10%とし、1円未満の端数は切り捨てとする。

## 8 留意事項

- (1) 履行期間中の詳細な実施計画及びスケジュールを提出すること。【提案4】
- (2) 本仕様に加え、業務の目的達成に向けて効果が高いと見込まれ、かつ契約上限金額以内で実施できるものがあれば、追加提案すること。【提案5】
- (3) 天災等の予期せぬ事由により、上記提案が実施できない場合の代替案を提案すること。【提案6】

- (4) 特段明記されていない本業務に要する経費は受託者の負担とし、提出された書類は返却しない。
- (5) 業務の実施にあたっては、市と定期的なミーティングを実施するとともに、責任者を明確にし、業務に係る市からの照会に対して速やかに回答できる体制で臨むこと。
- (6) 委託料の支払いは、完了払を基本とする。
- (7) 業務のために収集した資料及び情報等は、市の許可なく漏洩しないこと。
- (8) 成果物の著作権は八代市に帰属するものとする。
- (9) 仕様書に定めのない事項については、両者協議の上、決定する。